

## 平成 29 年度保険料額は 6 月に個別にお知らせします

保険料の計算方法について

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 49,809 円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 28 年中の所得 - 33 万円) × 10.51%	=	<b>1 年間の保険料</b> 【限度額 57 万円】 (100 円未満切り捨て)
-------------------------------------	---	---	---	---

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは…前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

## 年間保険料額の例（平成 29 年度）

### ①単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成 29 年度	前年度比
80 万円	9 割	—	4,900 円	増減なし
153 万円	8.5 割	—	7,400 円	増減なし
168 万円	8.5 割	2 割	20,000 円	4,700 円増
195 万円	5 割	2 割	60,200 円	1,700 円減
211 万円	2 割	2 割	88,600 円	18,300 円増
217 万円	2 割	—	107,100 円	9,900 円減

### ②単身世帯（元被扶養者）の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成 29 年度	前年度比
80 万円	9 割	—	4,900 円	増減なし
153 万円	8.5 割	—	7,400 円	2,500 円増
169 万円	7 割	—	14,900 円	10,000 円増

### ③夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成 29 年度	前年度比
80 万円	夫	9 割	—	4,900 円	増減なし
	妻	9 割	—	4,900 円	増減なし
153 万円	夫	8.5 割	—	7,400 円	増減なし
	妻	8.5 割	—	7,400 円	増減なし
168 万円	夫	8.5 割	2 割	20,000 円	4,700 円増
	妻	8.5 割	—	7,400 円	増減なし
211 万円	夫	5 割	2 割	73,600 円	18,300 円増
	妻	5 割	—	24,900 円	増減なし
222 万円	夫	5 割	—	97,400 円	14,900 円減
	妻	5 割	—	24,900 円	14,900 円減
266 万円	夫	2 割	—	158,600 円	9,900 円減
	妻	2 割	—	39,800 円	10,000 円減

### ④夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、妻が元被扶養者、年金収入が 80 万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成 29 年度	前年度比
80 万円	夫	9 割	—	4,900 円	増減なし
	妻	9 割	—	4,900 円	増減なし
153 万円	夫	8.5 割	—	7,400 円	増減なし
	妻	8.5 割	—	7,400 円	2,500 円増
168 万円	夫	8.5 割	2 割	20,000 円	4,700 円増
	妻	8.5 割	—	7,400 円	2,500 円増
211 万円	夫	5 割	2 割	73,600 円	18,300 円増
	妻	7 割	—	14,900 円	10,000 円増
222 万円	夫	5 割	—	97,400 円	14,900 円減
	妻	7 割	—	14,900 円	10,000 円増
266 万円	夫	2 割	—	158,600 円	9,900 円減
	妻	7 割	—	14,900 円	10,000 円増